

Title	鈴木秀美先生退職記念号に寄せて
Sub Title	Message from the Director
Author	烏谷, 昌幸(Karasudani, Masayuki)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2025
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media and communications research : annals of the Institute for Journalism, Media & Communication Studies). No.75 (2025. 3)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：鈴木秀美教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20250300--003

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

鈴木秀美先生退職記念号に寄せて

メディア・コミュニケーション研究所所長
鳥谷昌幸

今回の特集は、鈴木秀美先生退職記念特集です。

鈴木秀美先生は、2015年にメディア・コミュニケーション研究所に赴任して以来、副所長として本研究所を支え続けて下さいました。優れた研究業績をもってメディア法研究の最前線でご活躍を続けながらも、穏やかで温かなお人柄で同僚や学生から慕われてきた鈴木先生がご退職されることは大変寂しいことです。

鈴木先生は、1982年に慶應義塾大学法学部をご卒業され、1990年に同大学院法学研究科博士課程を単位取得退学されました。その後2001年に博士（法学）を取得されました。教歴としては、1992年から1998年まで北陸大学法学部にて専任講師としてお勤めされ、その間助教授となられました。1998年から2002年までは、広島大学法学部にお勤めになりこの時期に教授に就任されました。2002年から2004年までは日本大学法学部教授、2004年から2014年までは大阪大学大学院高等司法研究科にご勤務され、2015年から本学当研究所に赴任されました。

鈴木先生は、修士論文「プレスの集中に関する憲法論的考察—西ドイツの議論を素材として」を出発点に、憲法学の立場から主にドイツと日本のメディア法の多彩なテーマに取り組んでこられました。とりわけ放送の自由や表現の自由の問題を土台に据えながら、受信料制度、個人情報保護、取材・報道の自由、有名人のプライバシー、青少年保護、法廷取材、取材源秘匿など多岐に及ぶ問題について研究論文を執筆されてきました。また、インターネット時代に移行してからは、インターネット上の表現の自由、名誉毀損、忘れられる権利、ヘイトスピーチ規制、ドイツのSNS対策法などの問題にも積極的に取り組んでこられました。

これらの研究成果は、単著『放送の自由』（信山社、2000年、増補第2版2017年）をはじめ100本近くに及ぶ学術論文や20冊の編著書として発表されております。また判例評釈、法令解説、書評、対談なども精力的にこなし、これらの件数はトータルで130件を超えております。その他にも翻訳が17件、主な学会報告8件、国際会議での登壇17件など鈴木先生の精力的な研究活動を示す実績は多岐に及び目を見張るばかりです。

加えて鈴木先生は、メディア法の第一人者として数多くのメディア取材を受けてこれ

ました。この点についてはもはや数えることが困難なほどではありますが、2016年以降の主なものに限っても朝日新聞2024年7月5日「耕論 報道の自由 守るには」のインタビュー記事、2023年3月15日BS-TBS「報道1930」「放送法 解釈見直しの意図は？」への出演などをはじめ、40件近くの新聞、雑誌、放送、ネットの解説、コメント、インタビューに登場されています。

鈴木先生は、社会活動にも積極的に取り組まれてきました。メディア法の分野では、毎日新聞「開かれた新聞委員会」委員（2011年～2020年）、NHK「受信料制度等検討委員会」委員（2017年～現在）、電気通信普及財団「表彰専門部会」委員（2019年～現在）、日本新聞協会「デジタル時代の新聞の公共性研究会」座長（2020年～2022年）、放送倫理・番組向上機構（BPO）「放送と人権等権利に関する委員会」委員長代行（2021年～現在）、NHK放送文化研究所「放送文化研究委員会」委員（2022年～現在）などを通じて新聞、放送、電気通信などの業界の発展のために尽力されてきました。

また、その他の分野でも、法務省「司法試験考査委員」（憲法）、日本学術会議「連携会員」、文部科学省「大学設置・学校法人審議会」専門委員、日本学術振興会「科学研究費委員会」専門委員などを通じて大学における研究・教育に寄与されてきました。さらに、比較憲法学会常任理事をはじめ、日本メディア学会、日本公法学会の理事として、これらの学会業務の運営にも積極的に関与されてきました。

最後に、鈴木先生の特筆すべき研究兼社会活動の業績として、2024年にドイツ連邦共和国より「ドイツ連邦共和国功勞勲章功勞十字小綬章」を受賞されたことを挙げておきたいと思います。この受勲は、ドイツと日本の法学の研究・教育分野における交流、さらには、裁判所の交流への貢献が高く評価されたことによるものでした。

鈴木先生は、大学院生として留学して以来、ドイツとの学術交流を続けており、2013年4月からは、「ドイツ憲法判例研究会」の代表として、日本の研究者らによるドイツ憲法判例の研究に加えて、ドイツの研究者との共同研究「日独憲法対話」をリードしてきました。鈴木先生は、2018年、日本人として初めて、ドイツ国法学者協会（ドイツ語圏の憲法学者・行政法学者の学会）の正会員に登録されました。2019年9月、慶應義塾大学で開催された「日独憲法対話」のためにドイツから来日した教授2名の講演会（令和元年度外国司法専門研究会）が司法研修所で行われ、2021年11月には、ドイツ連邦憲法裁判所フォスクーレ元長官のオンライン講演会（令和3年度外国司法専門研究会）が司法研修所主催で行われました。これら2つの講演会は、鈴木先生の協力により実現しました。こうした活動が評価されて受賞へと至った次第です。

以上のようにメディア法の第一人者として、対外的に大変精力的に活躍されてきた鈴木先生ですが、冒頭で触れたように本研究所では赴任以来副所長として学内業務にも大変真摯に、丁寧に取り組まれてきました。入所試験や春と秋の公開講座の準備をはじめ、数多くの業務を積極的に進んで引き受けて下さったことを知る人も少なからずいることと思います。

研究会も大変に人気で、多くの研究生たちを育て、社会に送り出して来られました。鈴木秀美研究会のOB・OGは、NHK、日本テレビ、関西テレビ、朝日新聞、日本経済新聞、

小学館などのメディア企業はもちろん、銀行、商社、メーカーなど有名企業で活躍しています。鈴木先生は、本研究所の学部生向け開講科目に加えて、法学研究科委員として大学院の授業も担当された他、通信教育部のために多数の学生の卒業論文も指導されてきました。

鈴木先生は、研究者として優れているだけでなく、大変に温和で穏やかなお人柄であるため、大学組織人としても教育者としても多くの人に慕われて頼られてきました。研究者としての高い能力とこれほど優しい穏やかなお人柄が同居するということは、一つの驚きであり、先生の「同僚」でいられたことは大変な幸福でありました。先生のご退職は、メディアコム関係者全員にとって本当に辛く残念なことですが、悲しんでばかりもいません。この特集号が鈴木先生にとって一つの重要な節目となることを祈念すると同時に、ご退職後の先生の生活がこれまでと変わることなく実り豊かなものとなることをお祈りする次第です。